

工 事 成 績 評 定 採 点 表

工事番号		※6	※6	※6	機関名																									
工事名					当初契約金額 円										最終契約金額 円															
請負者名					契約工期 年 月 日 ~ 年 月 日										完成年月日 年 月 日															
考 査 項 目		工事監督員1 ※7					工事監督員2 ※7					検査員 職・氏名 (部分・中間)					検査員 職・氏名 (完成)													
		監督員 職・氏名					主任監督員等 職・氏名					主任又は総括監督員 職・氏名																		
評価項目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0																								
	II. 配置技術者	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0																								
2. 施工状況	I. 施工管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0											+5.0	-	+2.5	-	0	-7.5	-15.0	+5.0	-	+2.5	-	0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15.0																			
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+4.0	+2.0	0	-7.5	-15.0																			
	IV. 対外関係	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5.0																								
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0											+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II. 品質	+7.0	+3.5	0	-2.5	-5.0											+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ																+5.0	-	+2.5	-	0	-5.0	-	+5.0	-	+2.5	-	0	-5.0	-
4. 工事特性	I. 工事特性 ※2																+16.0 ~ 0													
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2																+9.0 ~ 0													
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※2																+4.0 ~ 0													
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点													
評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点													
評定点小計		○部分 (中間) 検査があった場合 : (①点×0.34+②点×0.26+③点×0.2+④点×0.2) = 点 ※但し、③ (部分、中間) が2回以上の場合は平均値 ○部分 (中間) 検査がなかった場合 : (①点×0.34+②点×0.26+④点×0.4) = 点 (小数第1位を四捨五入)																												
7. 法令遵守等 ※3							- 点																							
8. その他 ※3							- 点																							
合計評定点		○評定点小計 (点) - 法令遵守等、その他 (点) = 点 総合評定点																												
所 見 ※4		(監督員)					(主任監督員)					(総括監督員)					(検査員)					(検査員)								

※1 1. ~ 3. の評定 (65点±加減点合計) + 4. ~ 6. の評定 (加減点合計) = 評定点

※2 4. 工事特性、5. 創意工夫及び6. 社会性等の評定は、工事全般を通して、特に優れた技術等を加点評価する。

※3 7. 法令遵守等、8. その他の評価は、減点評価のみとするが、週休2日モデル工事において、週休2日の確保を行った場合に限り8. その他で加点評価する。

※4 所見は、特筆すべきことがあった場合に記載するものとする。

※5 各検査項目ごとの採点は、工事監督員、主任監督員及び総括監督員の各評価対象項目による。検査員は検査の種別ごとに評価することとし、検査員の評価に先立ち、監督員等が評価を行う。

※6 工事内容の欄には各都で定める主な工事内容コードを記入する。

※7 評定者は、所属の監督体制に応じて評定者を指定することとする。